

東京情報大学ライブラリーエリア利用内規

(目的)

第1条 この内規は、東京情報大学情報サービスセンター規程第8条の規定に基づき、総合情報センター棟2階及び3階のライブラリーエリア(以下「ライブラリーエリア」という。)の利用について、必要な事項を定める。

(利用資格)

第2条 ライブラリーエリアを利用できる者(以下「利用者」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 本学学生(以下「学生」という。)
- (2) 本学職員(以下「職員」という。)
- (3) その他情報サービスセンター長(以下「センター長」という。)が許可した者

(利用時間)

第3条 ライブラリーエリアの利用時間は、午前9時から午後8時までとする。

2 前項の利用時間は、業務等の都合により、変更することがある。

(休業日)

第4条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 法人が定めた職員の休日
- (2) 大学又はセンターの都合により、休業を必要とするとき。

2 前項の休業日は、業務等の都合により、変更することがある。

(利用)

第5条 利用者は、情報サービスセンター所蔵の図書等の資料(以下「資料等」という。)及びライブラリーエリアの施設・貸出用機器を所定の手続により利用することができる。

(貸出)

第6条 利用者は、帯出を認められた資料等の館外貸出を受けることができる。

2 資料等の貸出については、次のとおりとする。

- (1) 図書については、次のとおりとする。

ア 学生	学部学生	10冊以内	2週間以内
	大学院学生	20冊以内	2カ月以内
イ 職員		20冊以内	2カ月以内
ウ その他		別に定める。	

- (2) その他の資料等については、別に定める。

第7条 資料等の貸出を受けようとする者は、学生証等を提示し、所定の貸出手続をとらなければならない。

第8条 次の資料等は、原則として貸出を認めない。

- (1) 貴重資料
- (2) 辞書、事典、年鑑等の参考資料
- (3) バックナンバーを除く学術雑誌
- (4) 新聞
- (5) 視聴覚資料、電子化資料(ビデオテープ、CD-ROM、マイクロフィルム等)
- (6) その他特に指定した資料

第9条 センター長は、必要に応じて貸出資料について次のことを行うことができる。

- (1) 貸出冊数等の増減
- (2) 貸出期間の延長又は短縮
- (3) 貸出資料の返却請求

(転貸)

第10条 借受けした資料等は、借受者が保管の責任を負うものとし、転貸してはならない。

(返却)

第11条 利用者は、次の各号に該当した場合、貸出期限前であっても直ちに借受けした資料等を返却しなければならない。

- (1) 学生 卒業, 退学, 休学, 停学
- (2) 職員 退職, 休職
- (3) その他センター長が利用許可を停止又は取り消したとき
(返却の督促及び貸出停止)

第12条 第6条第2項の貸出期間を経過しても資料等を返却しない者に対しては, 督促を行うものとする。

2 前項に規定する者に対しては, 当該資料等が返却されるまでの間, 新規の貸出を停止することができる。
(貴重資料の利用)

第13条 貴重資料の利用については, センター長の許可を得なければならない。
(複写)

第14条 利用者は, 著作権法の範囲において情報サービスセンター所蔵の資料等の複写を行うことができる。

2 次のものは, 複写することができない。

- (1) 著作権法に抵触するもの
- (2) センター長が不相当と認めたもの

(レファレンス・サービス)

第15条 利用者は, 次のレファレンス・サービスを受けることができる。

- (1) 資料等の利用指導
- (2) 資料等の所在, 所蔵についての調査及び援助
- (3) 文献並びに情報検索についての調査及び援助

(相互利用)

第16条 利用者は, 情報サービスセンターが所蔵していない資料について, 所定の手続により他図書館等との次の相互利用サービスを受けることができる。

- (1) 紹介状の発行
- (2) 資料の借用依頼
- (3) 資料の複写依頼

(弁償)

第17条 利用者は, 利用中の施設を損傷又は汚損した場合や, 資料・機器を紛失, 損傷又は汚損した場合は, 直ちにセンター長に届け出て, センター長の指示に従い, 現物又は相当代金を弁償しなければならない。

(利用規律の遵守)

第18条 利用者は, 次の事項を守らなければならない。

- (1) センター長が定める注意事項等に従うこと。
- (2) 他の利用者の迷惑となる行為をしないこと。
- (3) 許可された飲み物以外の飲食物を持ち込まないこと。
- (4) 喫煙をしないこと。
- (5) センター職員の指示に従うこと。

(利用の制限)

第19条 この内規に違反した者に対しては, 利用を制限又は停止することがある。

附 則

この内規は, 平成15年10月1日から施行する。

附 則

この内規は, 平成20年4月1日から施行する。

附 則

この内規は, 令和元年10月1日から施行する。